

令和7年 第9回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和7年9月10日（水）
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室
開議	午前10時58分～午前11時19分
応招委員	1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子 4番 柳井 正信 5番 正影 博一 6番 河中 司 7番 田渕 智之 8番 北山 政士 9番 近藤 克己 10番 川口 肇司
不応招委員	3番 難波 基訓 11番 竹下 桂輔
出席委員数	9名
欠席委員数	2名
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 大山 博聖（産業観光課 特命参事） 課長補佐 片田 篤志（産業観光課 課長補佐） 主幹 片田 剛（産業観光課 主幹）

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第11号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第33号 非農地証明願について
日程第6	議案第34号 農地法第5条の条の規定による許可申請について
日程第7	議案第35号 農用地利用集積等促進計画の規定による農用地利用計画の決定について
日程第8	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	ただいまの出席委員は、11名のうち9名です。 定足数に達しておりますので、これより令和7年第9回鏡野町農業委員会を開会します。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、1番 檜山 幸子 委員、2番 山中 幸子 委員を指名します。 日程第2 会期決定の件を議題にします。 おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。 日程第3 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の26番の案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 大山	令和7年第9回鏡野町農業委員会議案2ページをお開きください。 報告11号 農地法18条第6項の規定による解約について。 番号26、所在、●●、田、他計2筆、2, 282㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 以上1件です。
会長 川口	これをもって報告を終わります。 日程第4 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の51番から53番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 大山	議案3ページをご覧ください。 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について。 番号51、所在、●●、田、他計2筆、2, 282㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反のため、取得後の耕作面積58, 447㎡、通作距離0.2km、農機具、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、作付予定作物、水稻。 番号52、所在、●●、田、195㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、

会長 川口	申請事由、増反のため、取得後の耕作面積4, 4 2 5 m²、通作距離0. 2 km、農機具、トラクター1 台、作付予定作物、野菜。 番号5 3、所在、●●、田、他計2 筆、3 6 2 m²。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反のため、取得後の耕作面積6, 3 0 0 m²、通作距離0. 1 km、農機具なし、作付予定作物、水稻。●●を協力者として作業委託等を行い農業経営を行う。 以上3 件です。 これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第3 2 号 農地法第3 条の規定による許可申請については、承認することに決定しました。 日程第5 議案第3 3 号 非農地証明願について、この議案の2 7 番から3 1 番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 大山	議案4 ページをご覧ください。 議案第3 3 号 非農地証明願について。 番号2 7、所在、●●、畑、6 8 m²。判定地目、墓地、利用状況2 2 年前に、土地を譲り受け墓地を建設し、墓地として利用しており、耕作しておらず農地として使用できないため。申請人、●●。 番号2 8、所在、●●、畑、7 8 m²。判定地目、宅地、利用状況、3 7 年前に車庫を建て、宅地として利用しており、耕作しておらず、農地として使用できないため。申請人●●。 番号2 9、所在、●●、畑、他計2 筆、5, 1 9 4 m²。判定地目、山林原野、利用状況、4 0 年前から耕作しておらず、荒廃しており農地として使用できないため。申請人、●●。 番号3 0、所在、●●、畑、他計7 筆、6, 8 2 3 m²。判定地目、山林

	原野、利用状況、●●は16年前にから耕作しておらず荒廃、●●は40年前から耕作しておらず荒廃しており、いずれも農地として使用できないため。申請人、●●。 番号31、所在、●●、田、他計2筆、2,561㎡。判定地目、山林原野、利用状況、25年前に植林し、耕作しておらず農地として使用できないため。申請人、●●。 以上5件です。 去る8月29日、非農地証明事務要領による現地確認及び航空写真と現地写真による確認を役員にて実施しました。その結果、いずれの案件も要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。
会長 川口	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 富の案件の様に、田を勝手に宅地にしているような件がありますが、これは何か書類をもらっていますか。
片田 主幹	顛末書はいただいています。
会長 川口	顛末書は委員にわかるようにしていますか。
片田 主幹	今までされていません。
会長 川口	もしそれならば、議案に一部を付けて、この件について顛末書あることを把握してもらった方がいいと思います。
片田 主幹	宅地の時だけでいいですか。
会長 川口	宅地の時だけでいいです。私が最初に農業委員になった時に、パトロールを重視しようということになったんですが、今の状況はどうなっていますか。適正化委員会に任せていると思いますが、報告はどうなっていますか。
片田 主幹	今年については10月1日に説明会をさせていただいて、年末までに順次報告をしていただくことになっています。時間がかかるかもしれませんが、年度内にはお示しできるかと思います。

会長 川口	やはり今のような案件は、報告があった方がいいと思いますけど、どうでしょうか。
北山委員	その方が皆わかって良いと思います。
会長 川口	おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。 よって議案第33号 非農地証明願については承認することに決定しました。 日程第6 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について、この議案の16番から17番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 大山	議案6ページをお開きください。 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について。 番号16、所在、●●、田、他計2筆、311㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、転用用途、特定建築条件付売買予定地（宅地造成）1区画、311㎡、転用事由、申請地付近には、こども園、小学校があり、通学等にも便利で、特定建築条件付き売買予定地として、宅地造成するもの。資金計画2,700万円、第二種農地（第一種、第三種に該当しないその他の農地）、●●承諾。
事務局長 大山	番号17、所在、●●、田、464㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、転用用途、住宅1棟、120.7㎡、転用事由、現在実家で生活しているが、子どもの成長に伴い、手狭となり、将来のことを考え、実家の隣接地である申請地を父より借受け住宅を建築するもの。資金計画、借入金3,500万円、農振地除外（●●）、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に分類、●●承諾。 以上2件です。
会長 川口	本件について、担当委員より、追加説明をお願いします。 議案番号16番の●●の特手建築条件付き分譲地の案件について、芳野地区の地区担当の私から説明いたします。 この物件は、特に問題ないと思います。以上です。 議案番号17番の●●の住宅の案件について、大野地区の地区担当の北

	山委員から追加説明をお願いします。
北山 委員	住宅を建てるということで確認をいたしまして、排水に問題がありましたが、町道に面した排水路がありましたので、そちらを利用して排水を流すということで認めておりますので、問題ないと思います。以上です。
会長 川口	これをもって追加説明を終わります。 本件は農地部会委員により、現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。 農地部会長 8 番 北山委員。
北山 委員	今朝ほど農地部会で確認しまして、問題がないということで報告させていただきます。以上です。
会長 川口	これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。 日程第 7 議案第 3 5 号 農用地利用集積等促進計画の規定による農用地利用計画の決定についての案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 大山	議案 7 ページをご覧ください。 議案第 3 5 号 農用地利用集積等促進計画の規定による農用地利用計画の決定について。 権利種別、貸借権設定、新規設定、1 筆、4, 0 6 3 m ² 。 以上です。
会長 川口	これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。

委員 会長 川口	「はい。」 ご異議なしと認めます。 よって議案第35号 農用地利用集積等促進計画の規定による農用地利用計画の決定についての案件は、承認することに決定しました。 日程第8 その他について、その他協議事項はありませんか。 (発言なし) 以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。 会議を閉会します、これに、ご異議ございませんか。 「はい。」 異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和7年第9回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。(散会)
------------------------	--